

ご議論いただきたい論点

1. 復元方法について

(※) 復元とは、推計の過程で、復元倍率（各サンプルがどれだけの事業場・労働者を代表しているのかを表す数値）を用いて、サンプルを母集団全体に膨らませること。

○ 復元倍率について、次のような考え方としてはどうか。

・適用事業場票の復元倍率（層別）

① 適用労働者が1人以上いる事業場票

$$\text{復元倍率} = \frac{\text{母集団事業場数}}{\text{有効回答事業場票または有効回答労働者票がある事業場数}} \\ \times \frac{\text{事業場票の適用労働者数が1人以上または有効回答労働者票がある事業場数}}{\text{事業場票の適用労働者数が1人以上である事業場数}}$$

② 適用労働者は0だが裁量労働制は導入している事業場票

$$\text{復元倍率} = \frac{\text{母集団事業場数}}{\text{有効回答事業場票または有効回答労働者票がある事業場数}}$$

・非適用事業場票の復元倍率（層別）

$$\text{復元倍率} = \frac{\text{プレ調査母集団事業場数}}{\text{プレ調査の有効回答事業場数}} \times \frac{\text{本体調査母集団事業場数(※)}}{\text{本体調査有効回答事業場票の数}}$$

(※) 本体調査母集団事業場とは、プレ調査で裁量労働制対象業務従事労働者がいると回答した事業場

・適用労働者票の復元倍率（事業場、業務別）

$$\text{復元倍率} = \frac{\text{母集団事業場数（層別）}}{\text{有効回答事業場票または有効回答労働者票がある事業場数（層別）}} \\ \times \frac{\text{事業場票の適用労働者数が1人以上または有効回答労働者票がある事業場数（層別）}}{\text{有効回答労働者票がある事業場の数（層別）}} \\ \times \frac{\text{当該事業場・業務の適用労働者数（事業場票）}}{\text{当該事業場・業務の有効回答労働者票の数}}$$

・非適用労働者票の復元倍率（事業場、業務別）

$$\text{復元倍率} = \frac{\text{プレ調査母集団事業場数（層別）}}{\text{プレ調査の有効回答事業場数（層別）}} \\ \times \frac{\text{本体調査母集団事業場数（層別）}}{\text{有効回答労働者票がある事業場の数（層別）}} \\ \times \frac{\text{当該事業場・業務の従事労働者数（事業場票）}}{\text{当該事業場・業務の有効回答労働者票の数}}$$

- 適用事業場調査については、事前確認や本体調査で裁量労働制適用廃止や廃業等が判明した事業場については、復元倍率の計算上母集団から除外してはどうか。
- 非適用事業場調査については、プレ調査や本体調査で裁量労働制適用済みであることや廃業等が判明した事業場については、復元倍率の計算上プレ調査母集団から除外してはどうか。また、本体調査で裁量労働制対象業務従事労働者がいないことが判明した事業場については、復元倍率の計算上、本体調査母集団から除外してはどうか。
- 事業場と労働者とで、従事する業務の認識が異なることにより、事業場票で従事労働者が0人である業務について、当該業務の有効回答労働者票が存在することあり得る。このとき、当該業務の有効回答労働者票の復元については、上記の式をそのまま適用することはできないため、次のように取り扱ってはどうか。

(例1) 事業場票で労働者が1以上の業務が1つの場合

	適用(従事)労働者数 (事業場票)(a)	指定した労働者票配 布数(b)	有効回答労働者票の 数(c)
業務ア	20人	10人	7人
業務イ	0人	0人	1人

⇒いずれの業務についても、 $20 \div 8 = 2.5$ 倍で復元する。

(例2) 事業場票で労働者が1以上の業務が複数ある場合

	適用(従事)労働者数 (事業場票)(a)	指定した労働者票配 布数(b)	有効回答労働者票の 数(c)
業務ア	2人	2人	2人
業務イ	9人	12人	7人
業務ウ	24人	15人	9人
業務エ	0人	0人	3人
業務オ	0人	0人	1人

⇒① a>0の各業務のb-c (bがaより大きい場合はa-c)を計算する(0を下回る場合は0とする。)

業務ア：0人 業務イ：2人 業務ウ：6人

② ①で計算した人数を比率に直す。

業務ア：0.0 業務イ：0.25 業務ウ：0.75

③ a=0の業務のcの合計(4人)を②の比率により配分する。

業務ア：0人 業務イ：1人 業務ウ：3人

④ 元のcの数に③を加算したものをを用いて、a>0の各業務の復元倍率を計算する。

業務ア： $2 \div (2 + 0) = 1.000$ 倍

業務イ： $9 \div (7 + 1) = 1.125$ 倍

業務ウ： $24 \div (9 + 3) = 2.000$ 倍

⑤ ④の復元倍率を③の比率で配分し、a=0の業務の復元倍率を計算する。

業務エ： $1.000 \times 0.0 + 1.125 \times 0.25 + 2.000 \times 0.75 = 1.78125$ 倍

業務オ： $1.000 \times 0.0 + 1.125 \times 0.25 + 2.000 \times 0.75 = 1.78125$ 倍

※ なお、上記①の数の合計がa=0の業務のcの合計より小さい場合は、①においてb-cの代わりにa-cを用いる。また、「業務不明」も1つの区分として取り扱う。

また、適用事業場・労働者調査において、全ての業務のcの合計が全ての業務のaの合計より大きい場合は、裁量労働制適用労働者以外に労働者票が配布された可能性があるため、a<cである業務の労働者票は無効とする(非適用事業場・労働者票についても、処理を統一する観点から、同様の取扱いとする)。

2. 集計処理について

(1) 集計処理の基本的な考え方

- 集計に当たっては、一部の設問が無回答なものなどであっても、できるだけ集計対象に含めることとし、各集計表に「不明」といった項目を設け、無回答等の設問はそこに表章することとしてはどうか。
ただし、平均値を集計するときは、無回答等の調査票を除いて平均値を計算する（復元倍率を設問ごとに変更することはしない）こととしてはどうか。
- 無回答等であっても、まず間違いなく単なる記入漏れ等だと判断できる場合（例：付問に有効な回答があった場合）には、補正することでできるだけ集計対象に含めることとしてはどうか。
- ある問とある問の回答が両立し得ない（矛盾する）回答だった場合には、基本的には、どちらが正しいか判断ができないため両方を「不明」として集計することとしてはどうか。
また、「○は一つ」と指定されている設問において、複数回答がなされている場合も、どれが正しい回答か判断できないため、「不明」として集計することとしてはどうか。
- 非適用事業場の調査対象事業場抽出に当たっては、常用労働者数が5人未満の事業場は対象外としていたため、事業場票の回答において、常用労働者の数が5人未満である事業場については、集計対象外としてはどうか。
- 産業区分については、調査前の区分と調査結果による区分において、産業大分類の間でも一定程度の移動が見られ（例：I（卸売業・小売業）からE（製造業）への移動）、回答者にとって、正確な回答が難しかったケースがあったものと推察される。よって、大分類間及びE（製造業）内で移動した事業場については、調査前の区分で表章することとし、それ以外の事業場については調査結果による区分で表章することを基本としてはどうか。
- 労働者票が提出されていても、属している事業場の事業場票が提出されていない場合や事業場票に人数の記載がない場合は、復元が困難なため、当該労働者票の労働者抽出に係る復元倍率は「1」として集計することとしてはどうか。

(2) 論理的にはあり得るが想定しにくい回答などの処理

- 論理的にあり得ない回答（例：1日の労働時間が24時間を超えているなど）については、当然エラーとして取り扱うこととなるが、論理的にはあり得るが通常想定しにくい回答などの処理については、別紙1のような方針としてはどうか。

3. 達成精度について

(※) 達成精度とは、標本抽出による集計値の誤差の大きさを推計したものであり、集計値の標準偏差の推計値（又は標準偏差の推計値を集計値で除したもの）で表される。

- 達成精度を計算する集計項目としては、全4種類の調査票に共通している質問項目であることが望ましいこと、客観的かつ重要な質問項目であることから、「労働時間の把握方法の問」について、達成精度を計算することとしてはどうか。
（適用事業場票問9、非適用事業場票問8、適用労働者票問4、非適用労働者票問3）
- その計算については、別紙2のような式で行ってはどうか。

4. 労働時間の平均値について

(1) 平均値の計算方法（事業場票・労働者票）

- これまでの検討会の議論においては、主に次の3案が議論に上がっていたところ、実労働日数ベースの平均であるAを基本としながら、従事労働者数ベースの平均であるBについても表章することとしてはどうか（Cは、事業場によって実労働日数や従事労働者数に偏りがあることから、単純平均する考え方は適当ではないのではないか）。

$$A : \frac{\text{全事業場・業務の実労働時間の総計}}{\text{全事業場・業務の実労働日数の総計}}$$

- 延べ実労働日数が多い事業場・業務に重みがつくよう加重平均する考え方（調査手法から、同一事業場・業務内でも、実労働日数が多い従事労働者に重み付け）。
- 厚生労働省の統計調査で同様の手法を取っているのは、毎月勤労統計調査（集計表の月間実労働時間数と月間出勤日数から1日当たりの実労働時間数を算出した場合）など。

$$B : \sum \left(\frac{\text{各事業場・業務の実労働時間の合計}}{\text{各事業場・業務の実労働日数の合計}} \times \text{各事業場・業務の従事労働者数} \right) \div \text{全事業場の従事労働者数}$$

- 1人当たりの実労働日数の大小は考慮せず、従事労働者数が多い事業場・業務に重みがつくよう加重平均する考え方（調査手法から、同一事業場・業務内では、実労働日数が多い従事労働者に重み付け）。
- 厚生労働省の統計調査で同様の手法を取っているのは、賃金構造基本統計調査（短時間労働者の1日当たり所定内実労働時間数）、国民生活基礎調査（1日の平均就業時間）、就労条件総合調査（労働者1人平均1日の所定労働時間）など。

$$C : \sum \left(\frac{\text{各事業場・業務の実労働時間の合計}}{\text{各事業場・業務の実労働日数の合計}} \right) \div \text{全事業場数}$$

- 各事業場における平均値（各事業場内では、労働日数が多い従事労働者に重み付け）を事業場数で単純平均（よって、事業場ごとの重みは等分）する考え方。
- 厚生労働省の統計調査で同様の手法を取っているのは、就労条件総合調査（1企業平均1日の所定労働時間）など。

(2) 休憩時間の取扱い（適用事業場票）

- 適用事業場票において、回答した「1か月の労働時間の状況の合計」に休憩時間が含まれていると回答した事業場については、「休憩時間」（労働日数分）を差し引く取扱いをして処理することとしている。
- しかし、適用事業場票において、
 - ・ 休憩時間が含まれているかどうか不明であった票
 - ・ 回答した「1か月の労働時間の状況の合計」に休憩時間が含まれていると回答しながら休憩時間が不明であった票が見られ、これらの票の回答を「除いた」集計と「含めた」集計の2つが考えられる。
- 仮に、これらの票を「含めた」集計を行うとした場合には、休憩時間が含まれているかどうか不明であった票については、
 - ・ 休憩時間数を「0」として集計する
 - ・ 休憩時間が含まれているかどうかを回答した票の平均休憩時間（休憩時間が含まれていないとした票については0として平均）を差し引いて集計する休憩時間が含まれていると回答しながら休憩時間が不明であった票については、
 - ・ 休憩時間を回答した他の事業場の平均休憩時間（又は最頻値）を差し引いて集計する
 - ・ 1日の所定労働時間数の回答に応じ、労働基準法上の最低基準の休憩時間を差し引いて集計するといった方法が考えられる。
- 上記のように仮定の数字を置くことにより集計結果が歪むリスクをできるだけ避ける観点から、これらの票を「除いた」集計を行うこととしてはどうか。

(3) 適用事業場と非適用事業場の労働時間に関する比較

- 第3回専門家検討会での議論の結果、適用事業場と非適用事業場の労働時間の平均を比較するに当たっては、非適用事業場の結果を適用事業場の何らかの属性ごとの結果で重みづけをして、加重平均を出すこととしているところ。
- 統計調査の集計結果を比較するためのウエイトの取り方については、例えば次のような方法の例がある。
 - ・ 人口動態統計において、年次推移の観察のために、年齢構成を基準人口に合わせた年齢調整死亡率を集計している。
 - ・ 総務省の小売物価統計調査では、物価水準の地域間の差を指数値で表した「消費者物価地域差指数」を集計している。その算出に当たっては、品目別ウエイトに全国のウエイトを用いたラスパイレス類似算式による指数と、地域別ウエイトも用いたパーシェ類似算式による指数の幾何平均であるフィッシャー類似算式が用いられている。
- 裁量労働制実態調査の場合、業務、産業、事業場規模、企業規模、地域のいずれかの属性及びこれらの複数の組み合わせにより区分けを行い、適用事業場における各区分の構成比に合わせて、非適用事業場の労働時間を集計する方法が考えられる。
 - どのような区分を用いるかは、
 - ・ 適用事業場において適用労働者がいるにもかかわらず、非適用事業場において事業場又は従事労働者がいない区分が生じた場合、計算が不能となること

- ・ 非適用事業場では標本抽出において常用労働者5人未満の事業場を対象外としている一方、適用事業場は全数調査であるため、5人未満の事業場が存在すること
 - ・ 業務と産業については相関が高いと考えられること
- 等を考慮する必要があることから、本調査においては、業務を基本として、可能であれば企業規模を組み合わせるにより区分を作成し、比較に当たっての加重平均を行ってはどうか。

- また、加重平均を行う際は、適用事業場と非適用事業場のどちらか一方のウエイトに寄せることなく、ラスパイレス式とパーシェ式の幾何平均であるフィッシャー式で行ってはどうか。

(4) 1週間の実労働時間を階級で回答した労働者票の取扱い

- 適用労働者票及び非適用労働者票については、1週間の実労働時間を回答する設問について、細かく覚えていない場合は階級を選択する回答も許容しているところ、この設問の回答を用いて労働時間の平均を算出するか、算出するとすればどのような方法で行うかの取扱いを検討する必要がある。
- 取扱い方法の案としては、
- ① 実労働時間を階級で回答せずに1時間単位の数字で回答している労働者のみで、平均値を計算する。
 - ② 各階級の中央値を用いて集計する（最下位と最上位の階級については、階級の上限（30時間）又は下限（80時間）からその他の階級の幅の2分の1（2.5時間）離れた値（27.5時間、82.5時間）として集計する）。
 - ③ 1時間単位で実労働時間を回答している労働者票のうち、各階級に該当するものの平均値を計算し、階級ごとにこれらの値を用いて集計する。
- などが考えられる。
- ①の方法で計算しつつ、できるだけ多くの回答を生かす観点から③の方法（平均値が計算できない階級が生じた場合には②の方法で代用）でも計算し、表章してはどうか。

(5) 働き方の多様性を考慮した平均値の考え方について

- 働き方によっては、1週間や1か月といった単位での労働時間の総量はそれほど多くない場合であっても、緩急をつけて働いているために、実働1日当たりでは労働時間が長くなるケースが見られる。
 (例) 週36時間働いたうち、「実働4日間×1日当たり9時間」の人
 週40時間働いたうち、「実働5日間×1日当たり8時間」の人 では、
 週の総労働時間では後者の方が多くても、実労働1日当たりでは前者の方が多い。
- この時、(1)のAの方法だけでは、実働1日当たりの労働時間の結果しか見ることができないため、併せて、1人当たりの1か月労働時間平均（労働者票については1週間労働時間平均）も算出してはどうか。

(6) 平均値等の表章について

- 労働時間の平均値の取り方は、(1)～(5)及び別紙1で検討したとおり、さまざまであるところ。表章に当たっては、回答分布状況等も考慮した上で、必要に応じて参考値として中央値の表章も行うなども含め、1つの方法に限定することにとらわれずに表章してはどうか。

5. 自由記述について

- 今回の裁量労働制実態調査においては、次の事項について、自由記述での回答欄を設けている。
 - ・見直すべき制度内容についての意見（全調査票）
 - ・対象労働者の範囲に関する意見（全調査票）
 - ・制度の手続負担に関する意見（適用事業場票）
 - ・現在の働き方に関する評価（適用労働者票、非適用労働者票）

- 専門家検討会においては、自由記述の取扱いについて、あらかじめ検討しておくべき課題であるとのご意見をいただいていたところ。

- 統計法において、調査票情報の利用については、統計の作成又は統計的研究を行う場合と統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合に限られており、調査によって得られた情報を集計することなく公表することは認められておらず、事業場や個人が識別されることのないような部分非開示の処理を施したとしても、自由記述回答を原文のまますべて公表することは不可となっている。

- しかし、統計法を遵守しつつ、最大限自由記述回答を活用する観点から、次のように集計・公表することとしてはどうか。
 - ・事業場や個人が決して識別されることのないよう、特定され得る情報（地域、業種、固有名詞等）については、細心の注意を払って表示しないようにする。
 - ・調査事項に全く関係のないもの（例えば、政府の別の政策に関するご意見など）については集計対象外とする。
 - ・上記の処理を行った上で、ご意見について「～の旨のご意見」といったカテゴリで集計する。
 - ・その上で、厚生労働省において統計法第 32 条（二次利用）に基づき集計したご意見として取り扱い、当検討会において公表資料として提出する。

6. 二次分析について

- 専門家検討会においては、この調査の趣旨に鑑みると、統計を集計した結果表だけで分かることには限界があり、回帰分析やマッチング推定等の計量経済学的な統計分析手法を用いる必要があるというご意見をいただいているところ。この認識に基づき、二次分析を行った上で結果の検証を行うこととしてはどうか。